

委託業務仕様書

1 業務の名称

わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会守山市開催競技会場設営・撤去等業務

2 目的

守山市が開催する4競技のわたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会（以下、「大会」という。）を安全かつ円滑に運営するとともに、仮設物、物品および看板等（以下、「仮設物等」という。）の適正配置、参加者の安全な動線の確保などに配慮した会場設営および維持管理等を行う。また、わたSHIGA輝く国スポ本大会会場等設営業務に向けた検証および設計業務の修正反映を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年12月5日までとする。

4 競技日程等

【サッカー（第60回全国社会人サッカー選手権大会）】

(1) 大会日程：令和6年10月18日（金）から10月23日（水）まで

競技日程：野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）

10月19日（土）から21日（月）

(2) 競技会場：野洲川歴史公園サッカー場（守山市服部町2439番地）

(3) 設営・撤去等期間

区分	期間
設営期間	令和6年10月15日（火）9時から 10月17日（木）17時まで
保守・管理期間	設営終了後から令和6年10月21日（月）大会終了まで
撤去期間	大会終了後から令和6年10月24日（木）17時まで

【バレーボール（令和6年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会近畿ブロックラウンド）】

(1) 大会日程：令和6年9月28日（土）から9月29日（日）まで

競技日程：守山市民体育館 9月28日（土）

(2) 競技会場：守山市民体育館（守山市三宅町100番地）

(3) 設営・撤去等期間

区分	期間
設営期間	令和6年9月25日（水）9時から 9月26日（木）17時まで
保守・管理期間	設営終了後から令和6年9月28日（土）大会終了まで
撤去期間	大会終了後から令和6年9月30日（月）17時まで

【軟式野球（第28回西日本軟式野球選手権大会）】

(1) 大会日程：令和6年11月1日（金）から11月4日（月）まで

競技日程：守山市民球場 11月2日（土）から3日（日）※雨天順延あり

(2) 競技会場：守山市民球場（守山市石田町335番地）

(3) 設営・撤去等期間

区分	期間
設営期間	令和6年10月30日（水）9時から 10月31日（木）17時まで
保守・管理期間	設営終了後から令和6年11月3日（日）大会終了まで
撤去期間	大会終了後から令和6年11月6日（水）17時まで

【ソフトボール（第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会）】

(1) 大会日程：令和6年9月13日（金）から9月16日（月）まで

競技日程：守山市民球場 9月14日（土）から16日（月）※雨天順延あり

(2) 競技会場：守山市民球場（守山市石田町335番地）

(3) 設営・撤去等期間

区分	期間
設営期間	令和6年9月10日（火）9時から 9月12日（木）17時まで
保守・管理期間	設営終了後から令和6年9月16日（月）大会終了まで
撤去期間	大会終了後から令和6年9月18日（水）17時まで

5 業務内容

- (1) 大会開催に必要な仮設物等の搬入・設営、保守および管理業務
- (2) 施設の既存常設物の移動および既存備品の設営・撤去及および置転換業務
- (3) 発注者支給物等の設営・撤去、保守および管理業務
- (4) 大会終了後の仮設物等の撤去および原状回復業務
- (5) 上記業務に必要な関係機関への申請および調整業務
- (6) 大会検証およびわたSHIGA輝く国スポ本大会への改善点提案書作成業務
- (7) その他本業務の実施に必要な業務

6 仮設物等の仕様

- (1) 仮設物等の仕様および数量は、大きさおよび性能・機能等において、「特記仕様書」記載のものと同等品以上のものとする。なお、指定がある場合は当該製品とし、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が用意する仮設物等は、すべて会社名等を明記し、施設備品および発注者備品等と簡単に区別できるようにすること。
- (3) 受注者が用意する仮設物等は、錆・傷・汚損等のないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、発注者から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。
- (4) 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」にかかる各種デザイン等の使用にあたっては、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が策定した「デザインガイドマニュアル」等を遵守すること。
- (5) 大会期間中の仮設物等の使用に必要な消耗品の備え付け、および点検補充の確保を図ること。

7 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以降の設営業務がスムーズに実施できる環境を整えること。また、官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受注者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出および申請に伴う費用は受注者の負担とする。

8 現場管理

受注者は、設営着手から撤去終了までの期間、本業務に熟知・熟練し、作業判断を下せる現場責任者および作業員等を会場に常駐させ、円滑かつ安全で効率的に業務を遂行すること。

9 設営・撤去

- (1) 設営については、設計図書等（仕様書、特記仕様書、設計書、図面及び諸室指示書）により行い、発注者および当該会場施設管理者と十分協議したうえで実施にあたる

- こと。また、必要に応じて詳細設計図を作成すること。
- (2) 設営について発注者と協議したうえで図面等の設計変更が必要となった場合は、新たに変更後の図面等の提出を行うこと。図面等の作成においてはWindows形式（PDF等）で表示可能なものとし、Microsoft Visioにより編集可能な形式で作成すること。
 - (3) 発注者が手配した備品および会場施設の備品等を使用する場合は、それらの運搬、設置、撤去、返却等を行うこと。
 - (4) 仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないように針金、ウエイト若しくは杭等堅牢な固定方法により設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。また、既存の状態で設置不可能な場合は、発注者と協議の上、破損のないよう養生を施すこと。
 - (5) 同じ会場で並行して作業を行う他の委託業者がある場合、事前に工程調査を十分に行之、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
 - (6) 大会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
 - (7) 設営および撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受注者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受注者の負担とする。
 - (8) 設営および撤去業務完了後、速やかに発注者に報告し、発注者の確認を受けること。
 - (9) 受注者は、当該会場施設管理者から異議または意見があったときは、速やかに発注者に報告し、その指示を受けること。
 - (10) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。

10 保守・管理

- (1) 仮設物等は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて移設、修理、交換、補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受注者の負担で行うこと。
- (2) 荒天により、継続して設営が困難であると判断した場合は、発注者と協議のうえ、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って発注者の指示により再度設営をすること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (3) 保守・管理に従事する者は、発注者が貸与するADカードを着用すること。

11 安全管理

受注者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

- (1) 履行場所の管理
労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止ならびに周辺への配慮を行うこと。
- (2) 交通法規の遵守
 - ア 構内に駐車出来ないときは、受注者の責任において適切な駐車場を確保すること。
 - イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。
- (3) 保護対策
 - ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。
 - イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。
- (4) 緊急対策
仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には発注者の指示により直ちに対応すること。
- (5) 臨機の措置
受注者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。また、その措置の内容について発注者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用について

は、別途協議する。

(6) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受注者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、発注者の責めに帰すべき理由の場合のほか、発注者は責任を負わないものとする。

(7) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

12 大会検証・会場設計書修正業務

- (1) 受注者はリハーサル大会会場設営・撤去業務を通して、わたSHIGA輝く国スポ本大会競技会場設営における課題点等の整理を行うこと。また整理した課題点等の解決案を検討し、発注者に報告および提案を行うこと。
- (2) 受注者は発注者と協議の上、わたSHIGA輝く国スポ本大会競技会場の会場設計図面、諸室配置図、仮設物仕様書の修正および作成を行うこと。

13 法令・条例等の遵守

受注者は、本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。なお、法令、条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

14 提出書類

受注者は、次の書類等を発注者に提出しなければならない。各書類等の提出期限については、別途発注者が指定する日とする。

(1) 契約締結後

ア 契約金額内訳明細書

単価については、人件費、交通費、運搬費等の全ての経費を一単価に含めること。

イ 着手届

ウ 主任技術者・作業主任者届

エ 業務工程表

オ 業務履行体系図（組織図）および緊急電話連絡体制図

カ 労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等の写し

キ その他発注者が指示するもの

(2) 業務終了後

ア 委託業務完了届、委託業務目的物引渡し書

イ 現場撮影写真電子データ（設営前・設営後・撤去後）

ウ 本業務の検証及び本大会への提案報告書

エ その他発注者が指示するもの

15 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、受注者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

16 契約に関する条件等

(1) 中止等の場合の支払い

荒天その他の理由により、大会の全期または一部期間が中止等になった場合、競技会場等における仮設物等の経費については、実際に生じた支払額に応じ、相互協議のう

え変更契約の対象とする。

(2) 再委託等の制限

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

ただし、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせるときは事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務内容および業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）

を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）およびその他個人情報の保護に関する法令、条例ならびに規定等を遵守しなければならない。